

## 下妻市特定非営利活動法人の設立の認証の取消しに係る聴聞事務要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人の設立の認証の取消しに係る行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項第1号に規定する聴聞に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### (主宰者の指名)

第3条 法第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 行政庁は、下妻市組織規則（平成17年下妻市規則第38号）第4条第1項に規定する課長及び同規則第5条第1項に規定する会計課長のうち特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に関する事務に関わらない者の中から主宰者を指名するものとする。

### (聴聞の通知)

第4条 法第15条第1項の規定による聴聞の通知は、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、聴聞通知書（様式第1号）により行うものとする。

### (代理人の選任等)

第5条 法第16条第1項の規定により当事者が代理人を選任したとき、又は第17条第2項の規定により参加人が代理人を選任したときは、聴聞の期日までに代理人選任届（様式第2号）を行政庁に届け出なければならない。

2 法第16条第4項の規定による届出は、代理人資格喪失届（様式第3号）により行うものとする。

### (関係人の参加の許可の手続)

第6条 関係人は、法第17条第1項の規定による聴聞に関する手続の参加の許可を受けようとするときは、聴聞を行う日の14日前までに、聴聞参加許可申請書（様式第4号）を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、前項の聴聞に関する手続に参加することを許可するときは、聴聞参加許可書（様式第5号）を当該関係人に交付するものとする。

### (資料の閲覧の手続)

第7条 法第18条第1項の規定による資料の閲覧の請求は、資料閲覧請求書（様式第6

号)により行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭により請求することができる。

(補佐人の出頭の許可の手續)

第8条 当事者又は参加人は、法第20条第3項の規定による補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、聴聞を行う日の7日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第7号)を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、前項の補佐人の出頭を許可したときは、補佐人出頭許可書(様式第8号)を当該当事者又は参加人に交付するものとする。

(聴聞の審理の公開)

第9条 当事者は、特定非営利活動促進法第43条第3項の規定による聴聞の審理の公開を請求するときは、聴聞公開請求書(様式第9号)により行うものとする。

2 行政庁は、前項の請求があり、法第20条第6項に規定する聴聞の審理を公開することを相当と認めるときは、当事者に対し聴聞審理公開通知書(様式第10号)により通知するとともに聴聞審理公開公示書(様式第11号)により公示するものとし、聴聞の審理を公開により行わないときは、特定非営利活動促進法第43条第4項の規定により当事者に対し当該公開により行わない理由を記載した書面を交付するものとする。

(聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の手續)

第10条 法第24条第4項の規定による聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の請求は、聴聞調書・報告書閲覧請求書(様式第12号)により行うものとする。

2 前項の請求は、聴聞の終結前にあっては当該主宰者に、聴聞の終結以後にあっては当該行政庁に対し行うものとする。

(処務)

第11条 この要領で定める聴聞の処務は、特定非営利活動法人主管課において処理する。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、特定非営利活動法人の設立の認証の取消しに係る聴聞の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。